

# 一般社団法人mysole協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人mysole協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、整形外科医監修のもと、理学療法士や義肢装具士が中心となって開発したオーダーメイドインソール「mysole」によって足元から全身への健康を見つめ直し、利用者の健康維持、健康増進、予防医療、治療、美容促進、運動機能の改善に寄与することならびに理学療法士等医療従事者や健康産業従事者に対してmysole理論に基づく運動機能評価の実施のために必要となる知識と技能を有する専門家の養成カリキュラムを企画・実施し、mysoleマイスター資格を認定することを通じて、医療従事者や健康産業従事者の社会的地位の向上を支援し、医療、スポーツ、美容それぞれの分野の発展に寄与し、最終的に全人類の健康寿命の向上を目的とし、次の事業を営む。

- (1) オーダーメイドインソールの製作販売
- (2) オーダーメイドインソール製作のための運動機能評価の専門家を養成するための講習会の企画・運営
- (3) 前号で養成される専門家の資格認定事業
- (4) 資格認定を受けた有資格者の派遣及び有資格者による医療機関などへの「mysole」の普及活動の支援ならびに有資格者が独立して行う活動の支援

- (5) 運動機能評価のためのスタジオの経営ならびに出張型店舗の設置・経営
- (6) 機関紙の発行，一般向けセミナーの開催，出版物の刊行その他広報事業
- (7) 当法人の事業に協賛する個人・団体との事業提携ならびに支援活動
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3章 会 員

#### (会員の種別)

第4条 当法人は、次の各号に規定する会員をもって構成する。

- (1) 正会員 オオーダーメイドインソール「my sole」について、その製造・加工技術に関する見識を有する者または医療従事者、健康産業従事者であつて運動機能評価を通じてmy soleの普及に貢献できる者のうち、当法人の目的に賛同し当法人の運営を担当する意思を有する者。
- (2) 一般会員 医療従事者、健康産業従事者や医療・健康産業に関し専門的知識、技能を有する者であつて正会員以外の者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

#### (入会)

第5条 当法人の成立後、前条の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

#### (入会金及び会費)

第6条 当法人に会員として入会しようとする者は、別に定める規則に従つて入会金を支払わなければならない。

- 2 会員は別に定める規則に従つて会費を支払わなければならない。
- 3 前項の会費は、正会員については法人法第27条に規定する経費とする。

4 入会金及び会費に関する規則は、社員総会で定める。

(任意退社)

第7条 会員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費その他拠出金品の不返還)

第10条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。ただし、基金についてはこの限りでない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

- 2 会員名簿のうち正会員に関する部分を法人法第31条に規定する社員名簿とする。
- 3 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所(当該会員が通知または催告先として当法人に通知した住所があるときは当該住所)に宛てて行う。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、総会の1週間前までに正会員に対して招集通知を発する。

(招集手続きの省略)

第16条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

第17条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、理事2名以上6名以内を置く

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び第11条の規定に基づき作成された会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 基金

### (基金の拠出)

第29条 当法人は、会員または第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

### (基金の募集)

第30条 基金の募集、割当て及び払込等の手続きについては、社員総会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第31条 基金の拠出者は、当法人が解散した場合のほか、前条の基金取扱規定の定めるところにより返還を請求することができる。

### (基金の返還の手続き)

第32条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第33条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

平成 29 年 4 月 3 日 設立